

◆服装等の規程について

1. 期 間

制服着用期間 → 通 年

(ただし、6月1日～9月30日は夏服)

◇季節変化、気温等により移行期間を設けることもある。

◇時と場に応じた服装を心がけ、常に身なりを整えること。

2. 制 服 (あとに示す図を参考にする)

	タイプ1	タイプ2
制 服	<ul style="list-style-type: none">・標準学生服 (黒色・詰襟)・ズボンは自然なストレート型・本校指定のボタンをつける・ボタンは第一ボタンまで留めること	<ul style="list-style-type: none">・本校指定の学生服 (ブレザー・ネクタイ・スカート またはスラックス)・スカートの長さは、ひざ程度とする
	<ul style="list-style-type: none">・学生服の下は白のカッターシャツを着用する	
校 章	<ul style="list-style-type: none">・学生服に向かって左襟につける	<ul style="list-style-type: none">・ブレザーに向かって右襟につける
カーディガン またはセーター ベスト	<ul style="list-style-type: none">・気温によっては着用を認める (色は華美でないもの)	
ソックス	<ul style="list-style-type: none">・華美でないものとする。	
その他	<ul style="list-style-type: none">・タイツは無地の黒とする・ベストを着る場合 制服の場合はブレザーの下、夏服の場合は白シャツの上	

3. 夏服について

- ＜男女共通＞
- ・白のカッターシャツまたは開襟シャツを着用する。
 - ・白シャツの下に着るものは、華美なものを避ける。
 - ・白シャツのボタンは襟のところは開けても良い。
 - ・シャツはズボン・スカートの中に入れる。
 - ・タイプ2のネクタイは必ずしも必要ない (夏季のみ)。
 - ・ズボンおよびスカート・スラックスは冬季に同じ。

4. その他

- ①頭髪は、加工・着色・脱色等は禁止する。
- ②ピアス、指輪、ネックレスなどのアクセサリーは身に着けない。
- ③校内での上履きは、本校指定のものとする。
- ④体育授業時および体育的 school 行事における服装は、本校指定の体操服とする。
- ⑤登下校時は、制服を原則とし、履物についてスリッパ・サンダル等での登校はしない。
- ⑥各教室においては、制服で授業を受けることを原則とする。
- ⑦傷病等により制服の着用が困難な場合は、原則体操服の異装を認める。この場合「異装許可願」を提出し、許可を得ること。
- ⑧服装頭髪指導が定期的にあるが、この指導に従うと共に日々の生活においても身なりは常に気を付けること。

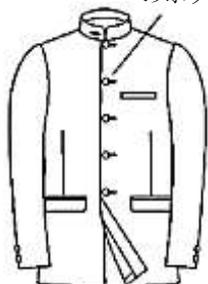
タイプ1

上着



向かって
左側に校章

本校指定
のボタン



標準マーク入り
のものとする

※上着丈は、まっすぐ指を伸ばして
中指の第2関節くらいまでの長さ

ズボン

ズボンの型は
自然なストレート型



タイプ2

上着



向かって
右側に校章



濃紺サージの折り返し
二つボタンのスーツ上着
※上着丈は手を伸ばして
手首線程度

スカートまたはスラックス



スカート丈は
ひざ程度とする



ネクタイ

本校指定のもの

